



第15条 当法人に、理事1名以上10名以内を置く。

2 当法人に理事を複数置く場合には、代表理事1名を置く。

3 理事のうちから、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第17条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第15条第1項に定める定員を欠くに至った場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(業計画及び収支予算)

第22条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)